

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（抄）

平成 11 年 12 月 21 日

島根県条例第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

22 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下この号において「法」という。)、島根県屋外広告物条例(昭和 49 年島根県条例第 21 号。以下この号において「条例」という。)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村(松江市を除く。)
(1) 法第 7 条第 3 項の規定による措置の執行及びその費用の徴収	
(2) 法第 7 条第 4 項の規定による除却	
(3) 法第 8 条第 1 項の規定による保管	
(4) 条例第 13 条の 2 に定める事項を条例第 13 条の 3 第 1 項に定める方法で法第 8 条第 2 項の規定により公示すること。	
(5) 条例第 13 条の 6 に定める期間の経過後において条例第 13 条の 5 に定める手続で法第 8 条第 3 項の規定により売却し、及びその売却した代金を保管すること。	
(6) 法第 8 条第 4 項の規定による廃棄	
(7) 法第 8 条第 5 項の規定による売却費用への充当	
(8) 法第 8 条第 6 項の規定による費用の負担の決定	
(9) 条例第 4 条の規定による表示又は設置の許可	
(10) 条例第 5 条第 3 項の規定による適用除外に係る表示又は設置の許可	
(11) 条例第 7 条第 1 項の規定による条件の付加	
(12) 条例第 7 条第 3 項の規定による許可の期間の更新	
(13) 条例第 8 条第 1 項の規定による変更又は改造の許可	
(14) 条例第 8 条第 2 項の規定による条件の付加	
(15) 条例第 12 条第 2 項の規定による除却の届出の受理	
(16) 条例第 13 条第 1 項の規定による必要な措置の命令	
(17) 条例第 13 条第 2 項の規定による必要な措置の命令	
(18) 条例第 13 条第 3 項の規定による代執行及び除却の告示	
(19) 条例第 13 条の 3 第 2 項の規定による閲覧	
(20) 条例第 13 条の 4 の規定による評価	
(21) 条例第 13 条の 7 の規定による返還	
(22) 条例第 14 条の規定による許可の取消し	
(23) 条例第 15 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査	
(24) 条例第 17 条の規定による届出の受理	
(25) 条例第 21 条の規定による指導、助言及び勧告	

<p>22 の 2 屋外広告物法(以下この号において「法」という。)及び島根県屋外          広告物条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次          に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 7 条第 4 項の規定による除却          (2) 法第 8 条第 1 項の規定による保管          (3) 法第 8 条第 2 項の規定による公示          (4) 法第 8 条第 3 項の規定による評価、売却及びその売却した代金の保管          (5) 法第 8 条第 4 項の規定による廃棄          (6) 法第 8 条第 5 項の規定による売却費用への充当          (7) 法第 8 条第 6 項の規定による費用の負担の決定          (8) 条例第 21 条の規定による指導、助言及び勧告</p>	<p>松江市</p>
--	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 20 年規則第 64 号で平成 21 年 4 月 1 日から施行)